

令和2年4月21日

生徒・保護者の皆様

三重県立津西高等学校  
校長 長谷川 敦子

“新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」”  
を受けた対応について

生徒、保護者の皆様におかれましては、「三重県緊急事態措置」に基づき、あらためて下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### (1) 外出自粛

「緊急事態宣言」が発出されたことをふまえ、生活の維持に必要な場合(\*)を除く移動の自粛をお願いします。

- ① 県境を越える移動の自粛
- ② 県内における移動の自粛
- ③ 特に大型連休期間中における移動の自粛

また、あらためて「3つの『密』」が濃厚な形で重なる場所であるカラオケ、ライブハウスなどの遊興施設等への外出を控えるよう指導願います。

\* 生活の維持に必要な場合：医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩等

### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染者等に関して、インターネット上の掲示板やSNS等において、個人や企業に対する事実でない情報の流布が散見され、中には個人の特典、人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報が見受けられます。

自分では意識しないうちに、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷をしてしまうことがないようにご留意願います。

また、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等の被害を受けた場合は、すみやかに学校まで連絡願います。

なお、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、別添1（リーフレット「一人で悩まず相談しよう」）をご参照ください。